

令和4年8月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月12日(金) 午後2時10分 開会
2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室
3. 議事日程
 - 第1 議事録署名人の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について
 - 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)
 - 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)
 - 議案第7号 小郡市農地パトロール(利用状況調査)実施要領の制定について
 - 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
 - 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
4. 会議に出席した委員(21名)

1番 赤川 敏彦(欠席)	2番 天本 正幸
3番 大中 久敏	4番 木村 博佳
5番 草場 小夜子	6番 後藤 感二
7番 白水 壽徳	8番 田籠 新
9番 田中 善道	10番 寺崎 廣喜
11番 寺崎 多加子	12番 中原 孝司
13番 永利 春雄	14番 西岡 利子
15番 野口 忠弘	16番 久光 壽子
17番 肥山 繁雄	18番 福田 壽光(欠席)
19番 藤井 豊志	20番 藤井 政秋
21番 柳 昭好(欠席)	22番 柳 蔵司
23番 山下 梅夫	24番 山田 憲二
5. 会議に欠席した委員(3名)
6. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 総会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に感染する人の数がなかなか減少しません。

引き続き、感染症対策に取り組んでいただき、感染予防をお願いいたします。

このような中、農業委員の皆様におかれましては、本総会にご参集いただき厚くお礼申し上げます。

本日は、議案7件、報告事項3件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は21名で委員定足数に達しております。

なお、議席番号1番委員、同18番委員及び同21番委員より、欠席届が出ています。

よって、令和4年8月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なる審議方よろしくをお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、2番 天本 正幸 委員、3番 大中 久敏 委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審査]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、5件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、下岩田地内の田1筆です。3条による有償移転で売

買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は農業廃止のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号2は、山隈地内の畑4筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は新規就農のため売買されるものです。

この案件は、農家の高齢化、後継者不足等により遊休農地が増加する中で、農地の保全及び有効活用を図るため、小郡市空き家利活用促進事業において登録された空き家に附属した農地について、「小郡市空き家に附属した農地の別段面積取扱基準」を定め、令和元年6月より運用していますので、農地法第3条に規定する通称「5反要件」には該当しないものとなります。

また、空き家に附属した農地としては、本市では、今回、初めての審議となります。

(位置図で場所の説明)

議案書2ページ、番号3は、大板井地内の田1筆です。3条による所有権移転で交換となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

令和4年4月に5条申請として審査した「建築条件付き宅地分譲」の案件の一部と隣接の農地との交換となります。

(位置図で場所の説明)

番号4は、乙隈地内の畑1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は耕作が不便なため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

番号5は、乙隈地内の畑1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は耕作が不便なため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われまます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第3科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第1号について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、大板井地内の田3筆です。

道路を新設するため、申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

農地区分の説明からいたしますと、位置図に記載していますように、(申請地は、)甘木鉄道大板井駅から概ね500メートル以内の区域内にある農地に位置することから、第2種農地に分類されます。

第2種農地ですので代替地の検討が必要となりますが、転用目的が進入道路の拡幅ですので、この場所でしか目的を達しないため、代替地の検討は必要ないものとなります。

また、標準断面を見ていただきますと、申請地のすぐ北側が市道で4メートル幅員となっています。その道路の端から1メートル程、道路を拡幅していくようなものになります。

農地との境界については、断面図に有りますようにコンクリートブロックを設置することとなっているほか、雨水排水については、既設の市道側溝へ排水することとなっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

なお、先月開催しました、地区会議におきましても、了承いただいたところですので、以上で、説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議でのご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行い

ます。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、1件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、ご説明いたします。

番号1は、大板井地内の田3筆、畑2筆、合計5筆です。現況は建築条件付き宅地分譲として、開発が行われているところです。

令和4年5月、県知事許可後に事業計画予定地の一部と隣接農地の一部を交換する計画となったため申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地は、(位置図に記載していますように、)甘木鉄道大板井駅から550メートル以内の区域内にある農地となるため、第2種農地となります。

第2種農地ですので代替地の検討が必要となりますが、既に許可を持っているものと一体利用となりますので、代替地の検討は必要ないものとなります。

なお、東側、西側の市道には上・下水道管が埋設されているほか、申請地から概ね500メートル以内にこぐま学園、小郡中央保育園大板井分園など2以上の教育・医療施設が存するため、市道に面する農地は第3種農地となり、原則、転用ができることとなります。

なお、(残りの)第2種農地の部分についても、隣接地と同一の用途として利用することから、代替地の検討の必要は無いこととなります。

上・下水道については、前面の市道又は新設される道路を介して上・下水道管へ接続するほか、雨水排水についても、前面の市道又は

新設される側溝へ排水することとなっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われます。

先月開催しました地区会議において、了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から、事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、6件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。

番号1は、福童地内の田5筆です。露天資材置場を設置するため申請があったものです。

申請地の農地区分は、西鉄天神大牟田線端間駅から概ね1キロメートル以内の区域内の農地となりますが、宅地化率40%以上がとれているところから、農地区分は第2種農地に区分されます。代替地検討もなされておりますので、立地基準を満たすこととなります。

また、造成計画図・断面図にありますように、敷地内に「うね」を設けるとともに勾配をつけて、南西の角に集水枡を設け、西側の水路に排水する計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、番号2は、大板井地内の田1筆です。建築条件付きとして、宅地分譲するため申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分につきましては、(位置図に記載していますように、)甘木鉄道大板井駅から550メートル以内の区域内にある農地となるため、第2種農地に分類されます。

第2種農地ですので代替地の検討が必要となりますが、「宅地の一部として」、隣接地と同一の用途として利用することから、この場所では目的を達しないため、代替地の検討は必要ないものとなります。

なお、上・下水道については、前面の市道又は新設される道路を介して上・下水道管へ接続するほか、雨水排水についても、前面の市道又は新設される側溝へ排水することとなっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、議案書6ページ、番号3は、大崎地内の田2筆です。

一般個人住宅を建築するため、申請されたものです。

申請地の農地区分は、西鉄天神大牟田線端間駅から概ね1キロメートル以内の区域内の農地となりますが、宅地化率40%以上がとれているところから、農地区分は第2種農地に判断されます。

申請地の北側に途中まで市道が来ています。

今回、農地転用するにあたって、許可後に市道の方に寄付することになっています。

また、北側の市道につきましては、途中まで公共上・下水道管が来て

いますので、今回、農地転用をするにあたって、公共の上・下水道管へ接続する計画になっています。

雨水排水につきましては、南側の個人水路へ排水する計画になっています。

次に、番号4と番号5は、同一の案件のため、一緒に説明いたします。大板井地内の田2筆です。一般個人住宅を建築するため申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、(位置図に記載していますように、)上下水道管の埋設された沿道区域の農地で、概ね500メートル以内に市立大原小学校、大原保育園や小郡中央保育園など2以上の教育・医療施設が存するため第3種農地となり、原則、転用ができることとなりますので、立地基準を満たすこととなります。

なお、上・下水道は西側市道内の上・下水道に接続し、雨水については宅地内へ自然流下とする計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

次に、議案書7ページ、番号6は、大崎地内の田1筆、畑2筆です。一般個人住宅を建築するため、申請されたものです。

申請地のうち北側の農地は、(位置図に記載していますように、)上下水道管の埋設された沿道区域の農地で、概ね500メートル以内に市立大崎保育所、ひやまクリニックなど2以上の教育・医療施設が存するため第3種農地となり、原則、転用ができることとなります。

なお、道路に面しない奥の農地については、10ヘクタール未満の集団の農地として第2種農地となります。

第2種農地ですので、代替地検討となるところですが、農地の連担性が無いことや隣接地と同一の用途として利用することから、代替地の検討の必要は無いこととなります。

北側の市道内に公共上下水道管が埋設されていますので、上・下水道は北側市道内の上・下水道管に接続し、雨水排水については北側の既設水路へ排水する計画となっています。

水路が開渠となっていますので、構築物として5メートル程の蓋がけをする計画となっています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われれます。

以上、番号1から番号6までは、先月開催しました地区会議において、了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から、事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第4号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転4件を議題といたします。それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをお願いします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について、ご説明いたします。

番号1は、下岩田地内の田3筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れする

ものです。

(位置図により場所の説明)

番号2は、下岩田地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れするものです。

(位置図により場所の説明)

番号3は、下岩田地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れするものです。

(位置図により場所の説明)

次に、議案書9ページ、番号4は、赤川地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れするものです。

(位置図により場所の説明)

なお、譲受予定者は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議においても了承をいただいております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転4件について、第3分科会におい

て事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。
(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第5号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、3件の提案理由の説明をいたします。

議案書10ページをご覧ください。

番号1は、二森地内の田7筆です。

本来、6月に諮るべき案件ですが、同意の整理のため、今月の設定となったところです。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間の説明)

次に、番号2は、下岩田地内の田2筆、古飯地内の田4筆及び下西鯨坂地内の田3筆、合計9筆です。

県農業振興推進機構を介しての使用貸借となります。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間の説明)

次に、番号3は、光行地内の田1筆、八坂地内の田1筆及び下西鯨坂地内の田1筆、合計3筆です。

県農業振興推進機構を介しての使用貸借となります。
(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間の説明)

以上、3件については、先月開催しました地区会議に於いて報告し、ご確認・ご了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 それでは、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたので、第3分科会長よりご報告をお願いします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について、第3分科会で承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。
(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第6号は原案通り承認いたします。

○議長 次に、議案第7号、小郡市農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 議案第7号、小郡市農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)についてご説明いたします。

例年、農地の利用状況調査を実施する際に、調査の期間などについて、同様の内規を定めておりましたが、国・県より令和4年度の実施要領が示されましたので、審議をお願いするものです。

議案書12ページ、13ページをご覧ください。

まず、第2条において、8月から9月を農地パトロールの実施期

間と設定しています。

次に、第6条において、「調査結果の整理」を農地パトロール終了後、行うこととしています。

遊休農地については、農地所有者等への「利用意向調査」の実施や、農地中間管理機構への通知や協議の勧告などを進めることとなりますので、各委員の皆さんのご協力をお願いいたします。

また、農地の復元に関して、不可能な土地と判断され、かつ、農業委員会総会で議決された場合には、農地台帳から削除することとなります。

「復元が不可能な土地」との判断が難しい農地については、事務局も一緒に現地確認していきますので、ご協力をお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長 事務局からの説明が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

○議席番号2番委員 「はい」。

○議長 議席番号2番委員。

○議席番号2番委員 意見ですけど。要領では、(実施期間は)8月から9月となっておりますが、(農地パトロールは)8月の地区会議の後だから、これは、従来どおり今年も実施するという事で、考えていいんですか。

○議長 事務局。

○事務局 ご指摘がありましたように、従来どおり実施させていただくということで考えております。

なお、念のため9月という所も記載させていただいています。

○議長 よろしいでしょうか。

○議席番号2番委員 「はい」。

○議長 議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の委

員は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数でございますので、議案第7号は、原案のとおり決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。  
報告事項3件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の14ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出3件につきまして報告いたします。

番号1は、吹上地内の田1筆です。

貸主の都合により、合意解約されたものです。

次に、番号2は、福童地内の田2筆です。

貸主の都合により、合意解約されたものです。

次に、番号3は、福童地内の畑1筆です。

貸主の都合により、合意解約されたものです。

届出地の表示及び届出人については、記載の通りであり説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の15ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の転用届出について、2件の報告をいたします。

番号1は、津古地内の田1筆です。

農地改良を行うために表土をはぎ取るため、届出が提出されたものです。

次に、番号2は、稲吉地内の畑1筆です。

集合住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

なお、詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案書の16ページをご覧ください。

報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区

域の転用届出について、4件の報告をいたします。

番号1及び番号2は同一の案件のため、一緒に説明いたします。

三沢地内の田1筆、畑1筆、合計2筆です。一般個人住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

次に、番号3は、寺福童地内の畑1筆です。一般個人住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

次に、議案書17ページ、番号4は、寺福童地内の畑1筆です。

なお、詳細については記載の通りであり、説明を割愛させていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項3件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。以上で本総会に付議されました案件の審議・報告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和4年8月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

令和4年8月12日(金) 午後 3時15分閉会